

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 7月17日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	水道庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託		
業務場所	宇治市水道庁舎		
委託期間	令和8年9月1日 ～ 令和10年11月30日 822日間		
業務概要及び条件	水道庁舎自家用電気工作物の保安・管理業務の委託		
予 定 価 格	¥662,310 (税込)	最低基準価格	¥463,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②を全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②電気事業法施行規則第52条の2の要件に該当する者の配置			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年7月23日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年8月19日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	有 (26回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は27か月分の合計金額です。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年7月17日（金）午前9時から
令和8年7月30日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

保安管理業務仕様書

1. 業務の範囲

発注者の保安規程に基づき実施する受注者の保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告するとともに経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項がある場合は必要な指導又は助言を行う。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連係がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、受注者の受託する業務に含まないものとする。

- (1)電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験。
- (2)電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定期点検」という。）。
- (3)電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び必要に応じた精密点検。

2. 委託期間

令和8年9月1日から令和10年11月30日

3. 業務場所

宇治市水道庁舎：宇治市宇治琵琶45番地の2

4. 点検項目

第1項第2号に定める定期点検の種類及び回数は、別表（巡視・点検・測定試験基準）のとおりとする。

5. 点検に際しての留意事項

別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。

- (1)年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点

検Ⅰ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅱの順で実施すること。また、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとする。

(2)外観点検は電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の器具を用いずに到達できる場所から目視等により実施すること。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがある。

(3)点検・測定試験のうち、△印のものは、停電の影響、過去の実績その他の理由により実施しない場合がある。

(4)点検・測定試験のための執務時間は、別表の各項目についての点検・測定試験を実施し、かつ、その結果とるべき措置の指導・助言を行うために必要な時間とする。

6. 点検場所への立ち入りについての措置

電気使用場所の設備について、発注者の企業機密、衛生管理、環境保全、業務上の都合その他の理由で受注者がその場所に立入りできない場合の外観点検は、発注者が受注者より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を受注者に通知するものとする。なお、その点検結果について受注者が点検を行う必要を認めたときは、発注者は受注者の立入りについて措置するものとする。

7. 特殊な機器等の点検についての措置

次の各号に該当する電気工作物についての点検、測定試験は、発注者が専門業者等に依頼して実施し、その結果を受注者に通知するものとする。

(1)漏電火災警報器・昇降設備のように、法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器のような取扱いに高度の専門技術を要するもの。

(2)常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに付属する電線。

(3)密閉防爆機器、その他密閉されているため構造上点検できない機器の内部。

(4)設置場所への立ち入りに危険を伴う場合の電気設備、機器。

(5)停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯によることが必要となるコンピューター等を使用する回路。

8. その他の留意事項

受注者は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要のつど行うこととする。

- (1)法令に定める官庁検査の立会い
- (2)その他電気保安に関して必要な事項

9. 予算削減に係る契約の解除

(1)発注者は、翌年度以降の発注者の歳入歳出予算において、受注者に支払うべき委託金額が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

(2)発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

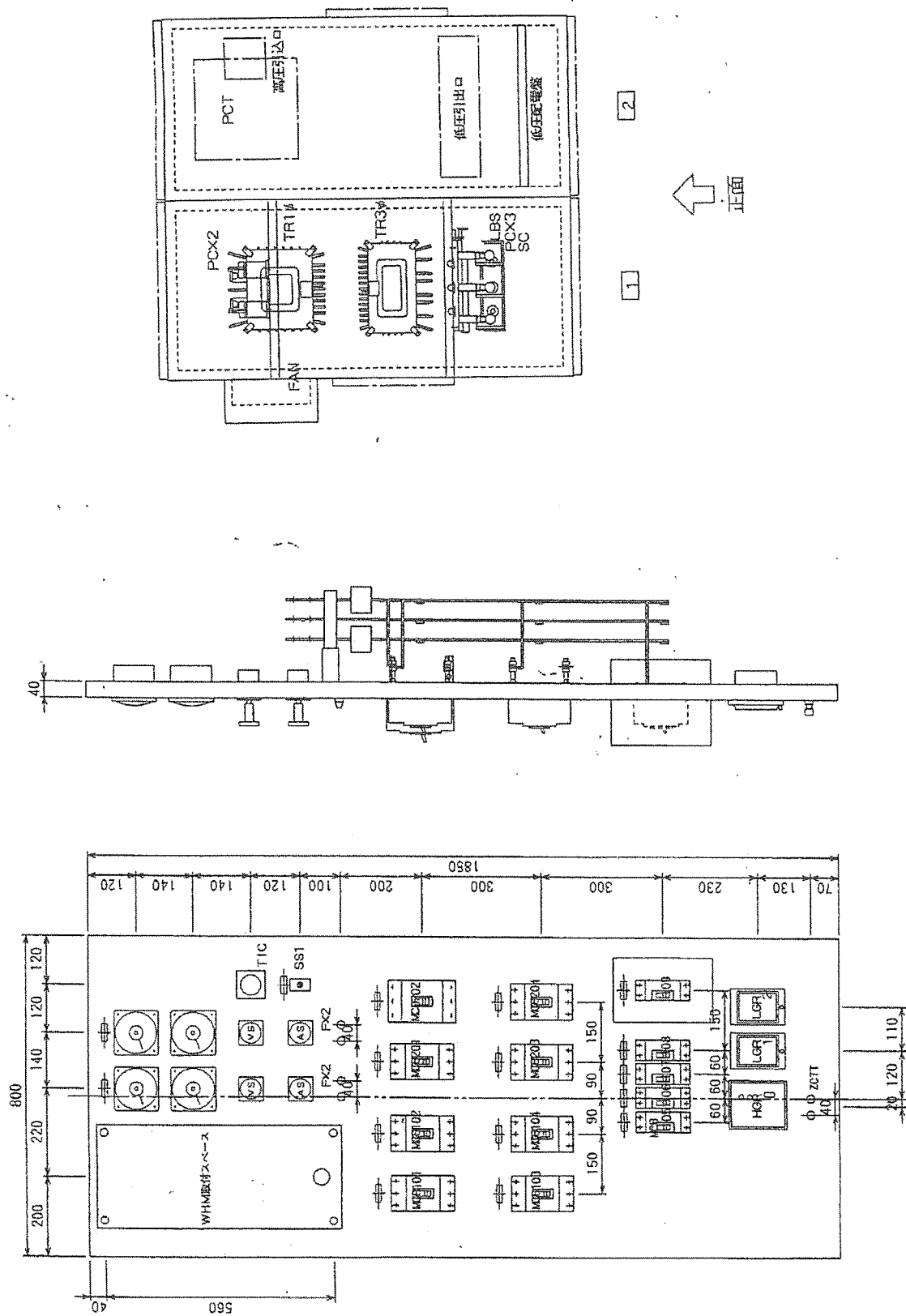
10. 委託料の支払い

支払いは、請求に基づき契約額の27分の1相当額を毎月支払う。端数が生じる場合は、最終支払い時に調整する。

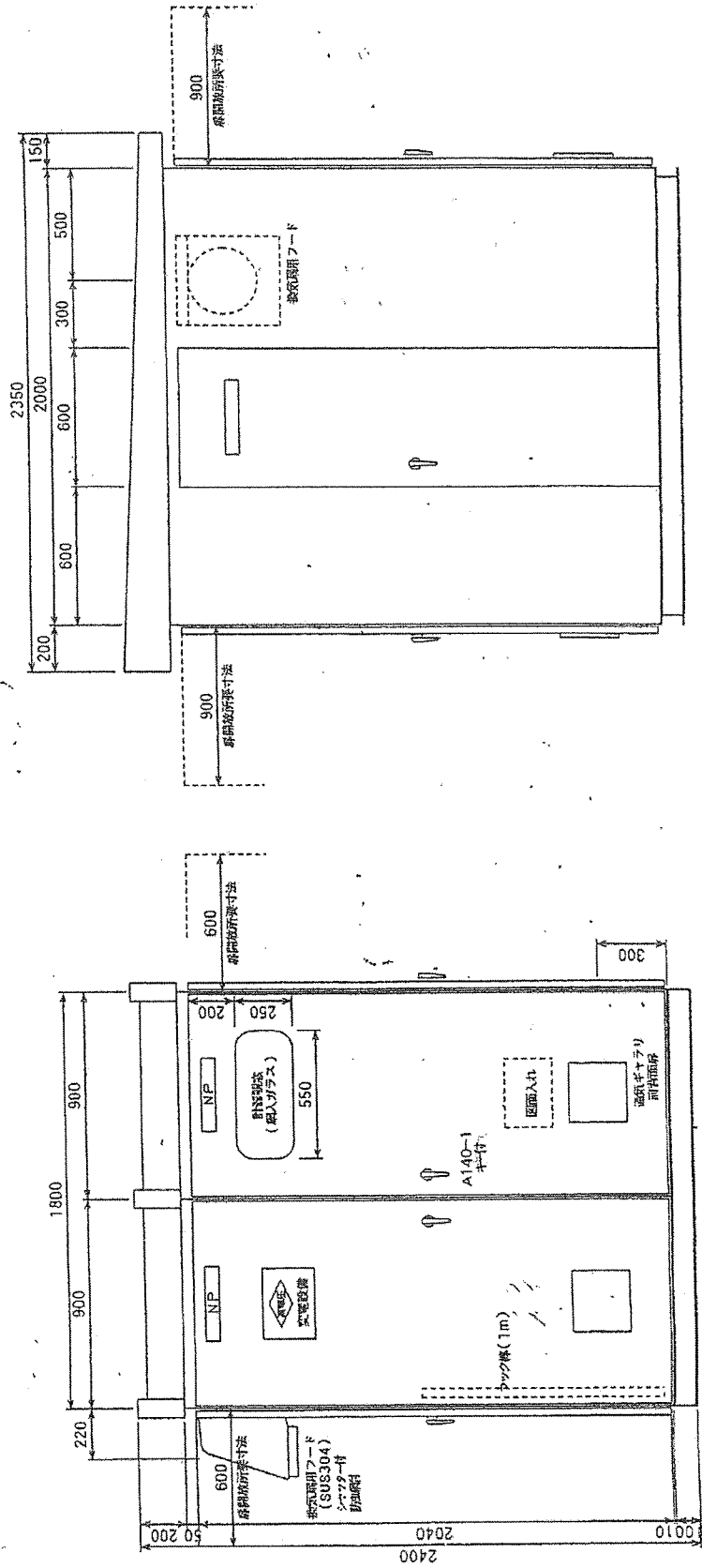
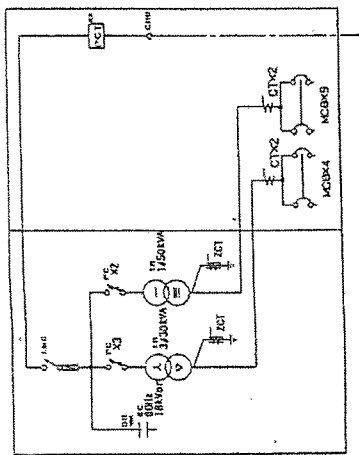
巡視・点検・測定試験基準（隔月点検）

電 気 工 作 物		巡視・点検・測定試験項目	月次点検 〔隔月1回〕	年次点検 〔毎年1回〕	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
受電設備・配電設備 (第2受電設備以降を含む)	引込線・ケーブル 電線及び支持物	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器・開閉器類	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		継電器との連動動作試験		△	○
		絶縁油試験			△
		内部点検			△
	母線・断路器 計器用変成器 避雷器・電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		絶縁油試験		△	△
		内部点検		△	△
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		保護継電器の動作特性試験			○
		計器校正・シーケンス試験			△
	充電装置・蓄電池	外観点検	○	○	○
		充電装置機能点検		○	○
		各電池の比重・液温・電圧測定		△	△
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		△	○
電気使用場所の設備	電動機・電熱装置 電気溶接機・照明設備 配線及び配線器具 その他の電気機器類 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		接地抵抗測定		△	○

圖 置 配 器 機

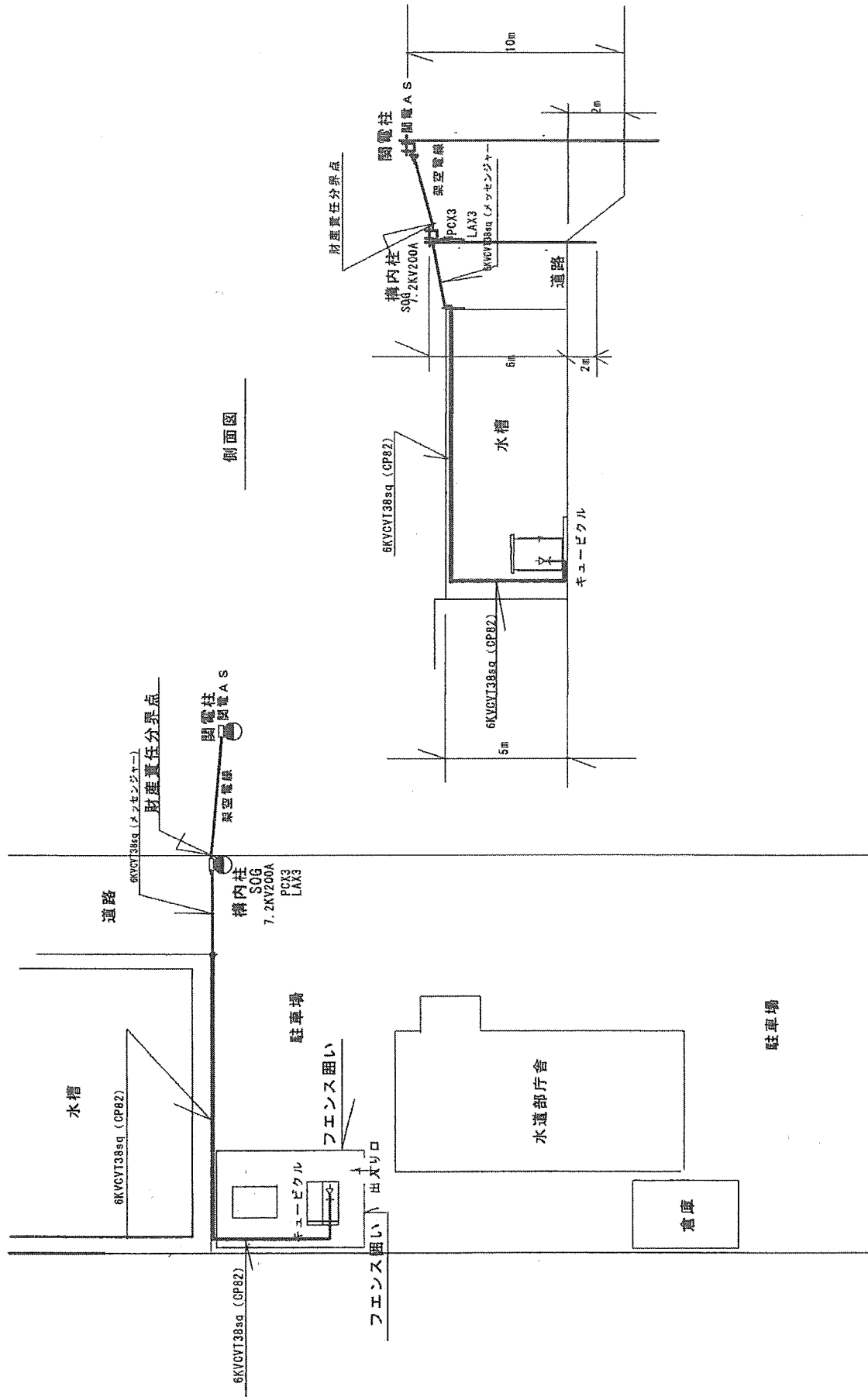


受電設備外觀図

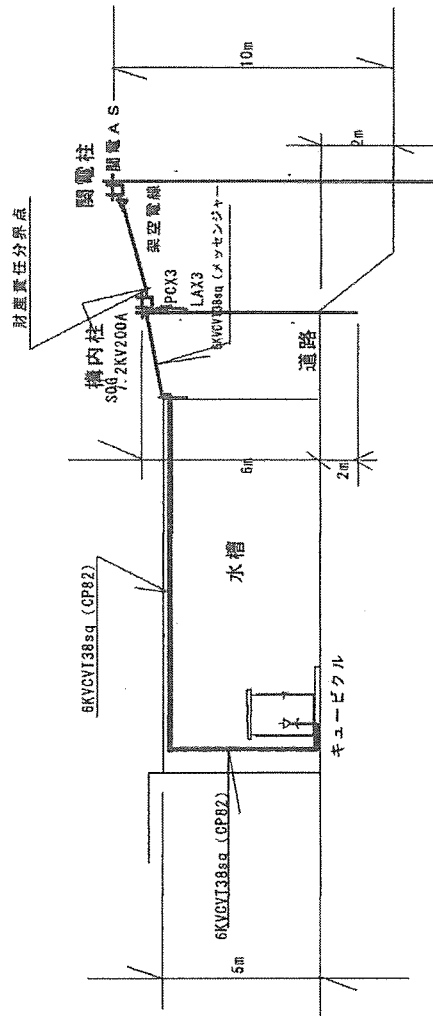


構内図

平面図



側面図



單線結線圖

